
日本FBM勉強会

相続業務を**成功**に導くポイント



税理士法人アクセス

代表社員
税理士

藤原由親

〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目7番1号 堺筋高橋ビル6F

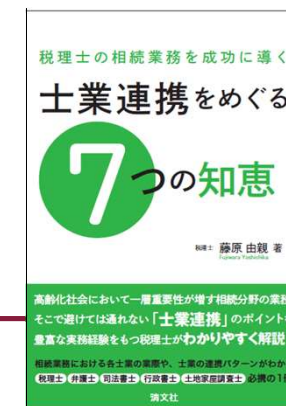
TEL : 06-6227-5431 E-mail : y-fujiwara@act-cess.jp



藤原 由親

- ◆ 昭和46年生まれ 高知県出身 横浜市立大学 商学部卒
- ◆ 税理士法人アクセス
行政書士法人アクセス
一般社団法人アクセス相続センター
一般社団法人高知相続あんしんセンター
一般社団法人「親なきあと」相談室 関西ネットワーク
日本ダウン症協会大阪支部
- ◆ 趣味：剣道 飲むこと カラオケ ワイン 神社巡り
- ◆ 人生の目的
相続インフラの創造

代表社員
代表社員
代表理事
代表理事
代表理事
監 事



About Us ~ 愛する人たちの笑顔を守り 100年先へ想いをつなぐ ~

法人決算業務を中心とする税理士が多い中、数少ない相続・事業承継専門の税理士。

不動産オーナーの相続対策から社長の事業承継対策まで幅広い知識と経験を持ち、現在までの相続相談件数は2,000件を超える。

自らの二女がダウン症であり、障がい者の「親なきあと」問題解決のための社会貢献活動も精力的に行う。

【税理士法人アクセス】

(大阪事務所)
〒541-0046
大阪市中央区平野町1丁目7番1号 堺筋高橋ビル6F
TEL：06 (6227) 5431 (代) FAX：06 (6227) 5434

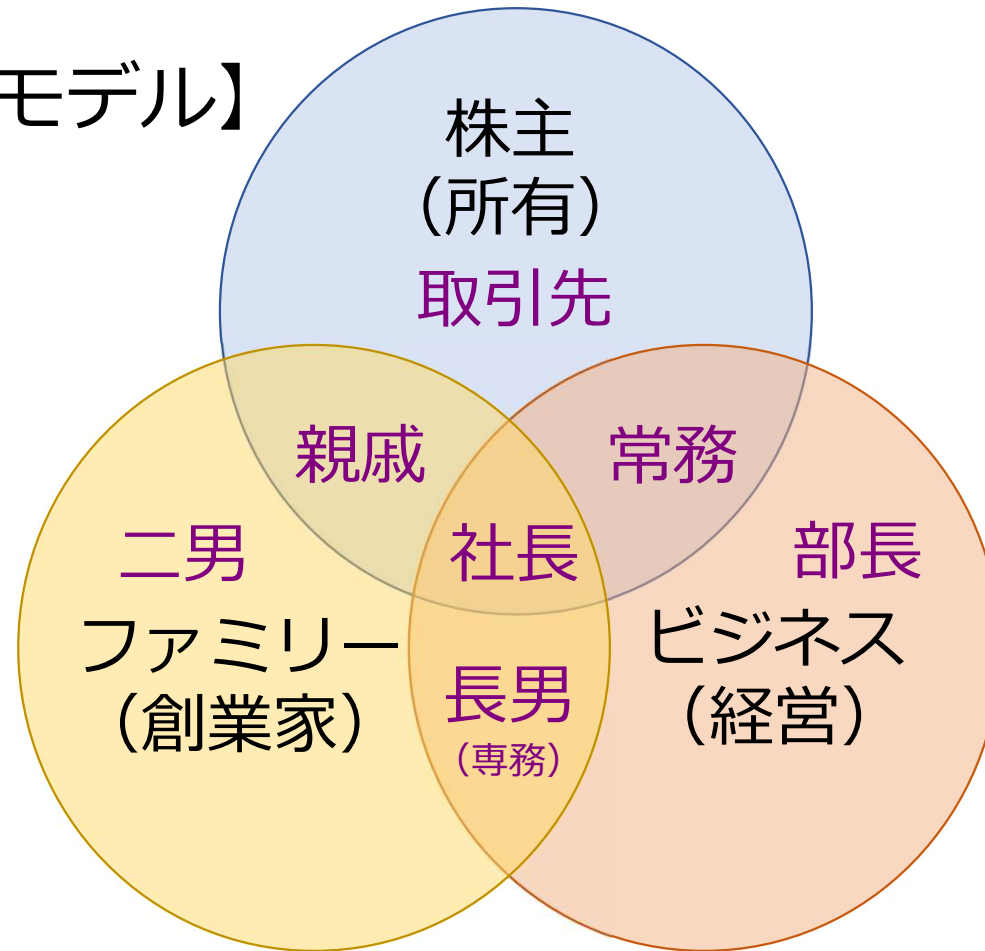
(京都事務所)
〒604-8166
京都市中京区三条烏丸西入御倉町85番1号 KDX烏丸ビル3F
TEL：075 (257) 5432 (代) FAX：075 (221) 8300

section1

ファミリービジネスと相続業務

ファミリービジネスに関わる人々

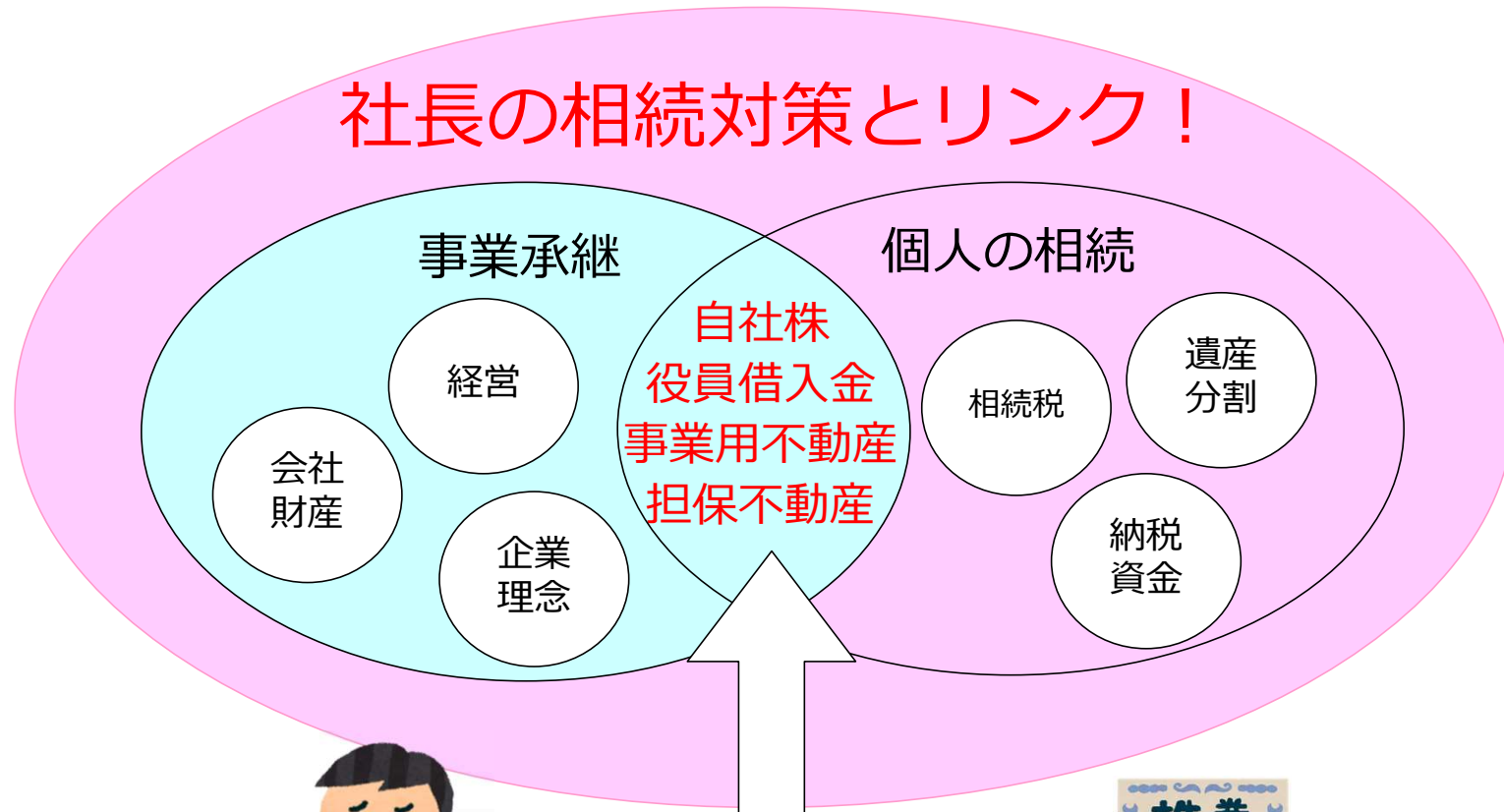
【スリーサークルモデル】



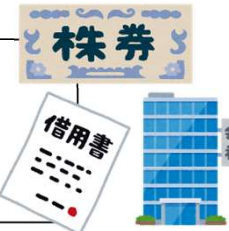
「FBAAファミリービジネスアドバイザー資格認定プログラムテキスト」より

事業承継と社長の相続対策

社長の相続対策とリンク！



事業継続に必須
かつ個人の財産！

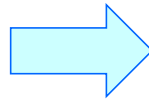


相続対策の3大原則



1

遺産分割対策

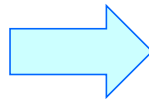


誰にどの財産を相続させるか



2

相続資金対策

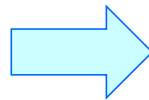


相続税等をどのように支払うか



3

相続税対策



相続税をどのように引き下げるか

社長の相続対策はすべて必要！

自社株承継が進まないワケ



好業績 ⇒ 内部留保の増加



株 価 の 上 昇 !

相続税対策



自社株集中 ⇒ 分割困難



納税増加 ⇒ 換金困難

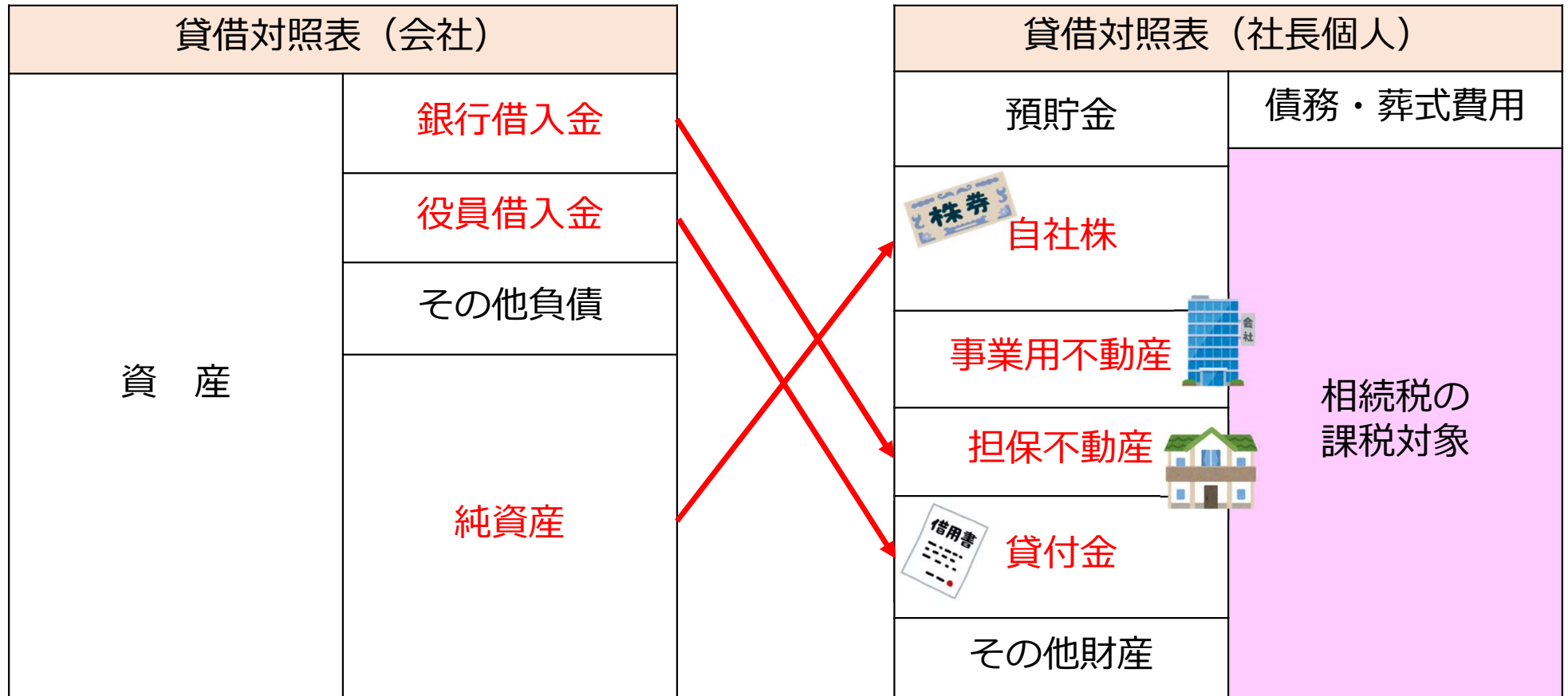


遺産分割対策



納税資金対策

事業承継と相続財産のリンク



相続マーケットの現状

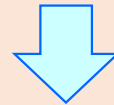
- ① 高齢化率の上昇と死亡数の増加
- ② 増加する認知症高齢者とその保有資産
- ③ 「争族」の増加
- ④ おひとりさまの増加
- ⑤ 相続税申告の一般化

相続業務アプローチ

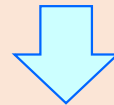
税務以外の社会的課題の解決



他士業・専門家との協業



顧問契約先のLTVの最大化

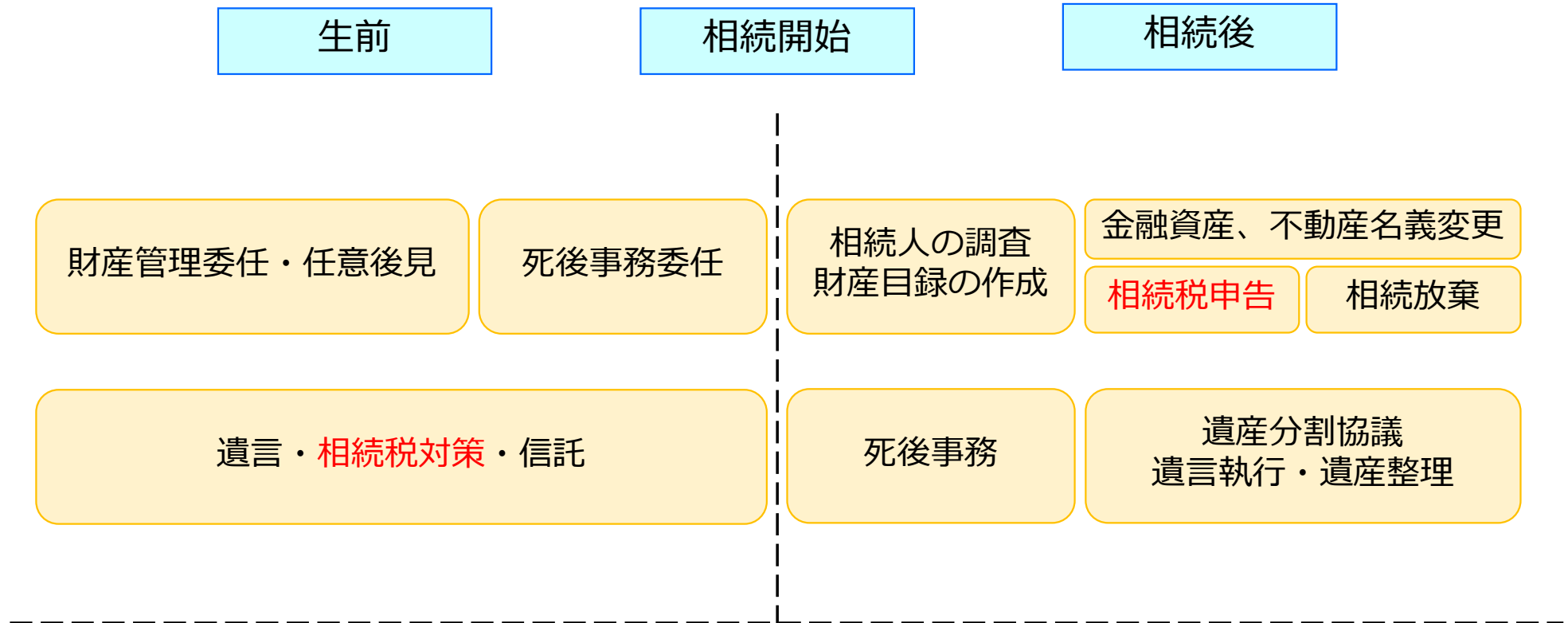


周辺業務の取り込み



キャッシュポイントの増大

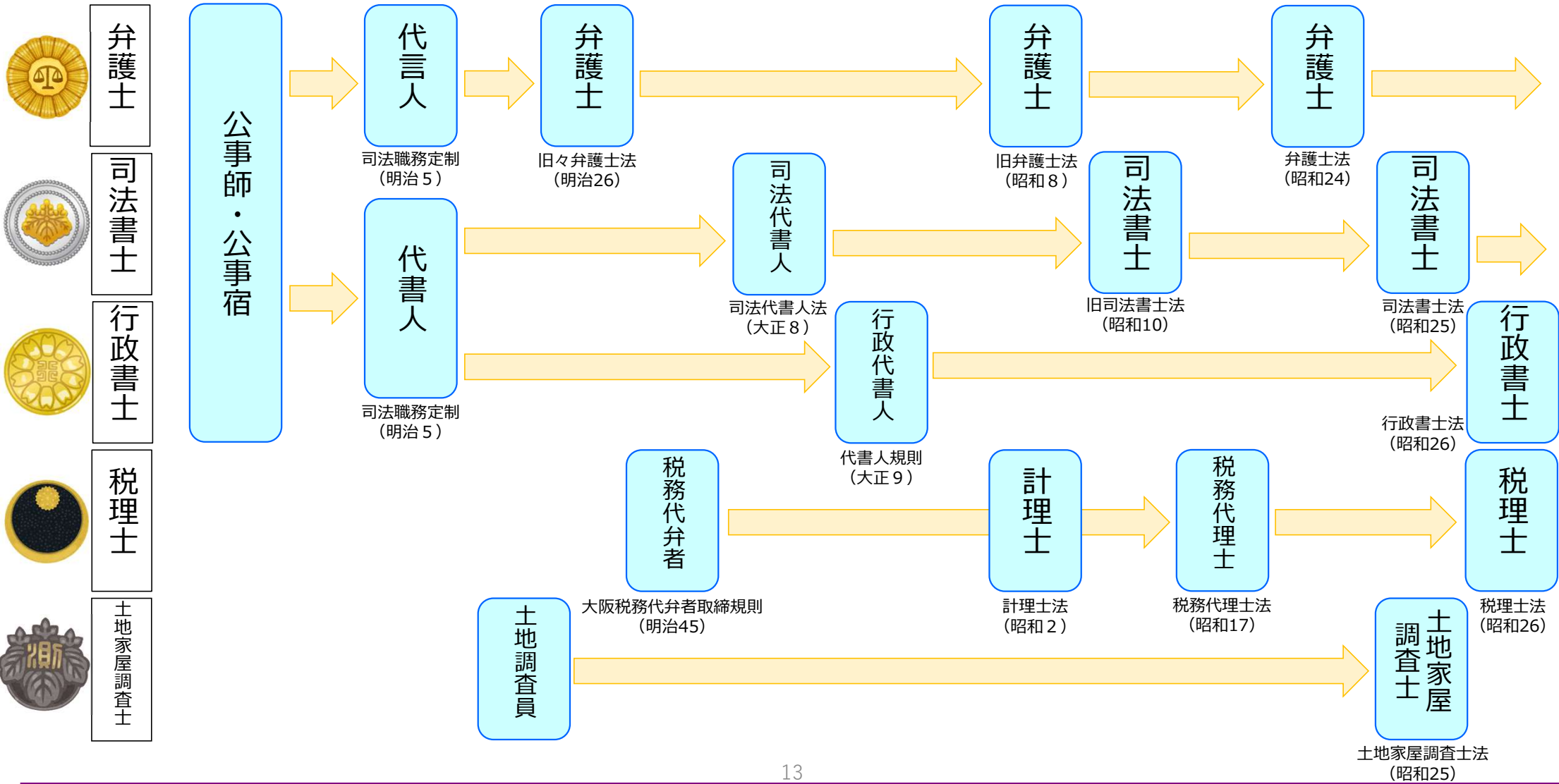
士業の相続業務



section2

各士業の業際を知る

江戸 明治 大正 昭和



弁護士の職務

第三条（弁護士の職務）～抜粋～

弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

非弁行為とは

第七十二条（非弁護士法律事務の取扱い等）

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

非弁行為とは（読み替え）

税理士は、依頼者からの相続相談に対して法律上の専門的知識に基づいて意見を述べたり、依頼者になり代わって対応したり、自分で争いを解決したり、和解させたりするなどをし、又はこれらをする者との間を取り持つことによって、報酬をもらうことを反復継続してはならない。

税理士は**税理士法**に定められている範囲内で相続に関する業務をすることができる。

司法書士の業務

第三条（業務）～抜粋～

司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 **登記**又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 **法務局**又は**地方法務局**に提出し、又は提供する書類を作成すること。
- 三 法務局又は地方法務局の長に対する**登記**又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

司法書士の業務

四 **裁判所**若しくは検察庁に提出する書類を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

(略)

8 司法書士は、第一項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

司法書士の独占業務

第七十三条（非司法書士等の取締り）～抜粋～

司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（略）

司法書士の業務

【 法務局 】

- ・ 所有権移転登記（相続・贈与・売買・信託等）
- ・ 表示変更登記（住所・氏名等）
- ・ 抵当権の抹消登記

【 裁判所 】

- ・ 相続放棄の申述
- ・ 成年後見人選任の申立て
- ・ 遺言書検認の申立て
- ・ 特別代理人選任の申立て
- ・ 任意後見監督人選任の申立て

行政書士の業務

第一条の二（業務）～抜粋～

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、**官公署に提出する書類**その他**権利義務又は事実証明に関する書類**を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

行政書士の独占業務

第十九条（業務の制限）～抜粋～

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

官公署に提出する書類とは

官公署 … 国又は地方公共団体の諸機関
ただし、以下を除く

裁判所・検察庁・法務局・税務署

(例) 許認可業務 (建設業・産廃業・風営業)
入管業務 (ビザ・帰化)
宗教法人関係業務
農地転用届出 など

権利義務・事実証明に関する書類とは

【権利義務に関する書類】

権利の発生、存続、変更、消滅の効果を生じさせることを目的とする意思表示を内容とする書類

【事実証明に関する書類】

社会的に証明を要する事項について自ら証明するために作成する文書

(例) 遺言書 相続関係説明図

遺産分割協議書 (紛争性があるものはNG!)

贈与契約書 売買契約書 賃貸借契約書

税理士の業務

第二条（税理士の業務）～抜粋～

税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理
- 二 税務書類の作成
- 三 税務相談

第五十二条（税理士業務の制限）～抜粋～

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

税務相談とは

税金の計算についての個別具体的な質問
に対して意見を述べること

一般的な税法の解説

仮定の事例に基づき計算

相続セミナーの講師

問題なし！

土地家屋調査士の業務

第三条（業務）～抜粋～

調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理

土地家屋調査士の業務

三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類の作成

四 筆界特定の手続についての代理

五 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類の作成

六 前各号の事務について相談に応ずること。

(略)

土地家屋調査士の独占業務

第六十八条（非調査士等の取締り）～抜粋～

調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者は、第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務又はこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことを業とすることができない。ただし、一定の場合を除く。

（略）

土地家屋調査士の業務

- 表示登記をするための調査・測量
- 建物の表示登記
- 建物の滅失登記
- 土地の分合筆登記
- 筆界特定の手続き

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 8 年 6 月 2 0 日	不動産番号	1 2 0 7 0 0 0 0 8 7 3 3 3
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在 大阪市平野区瓜破西一丁目				[余白]	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 普 册	原因及びその日付 [登記の日付]	
9 1 番 1	田	⑩	6 2 9 :	[余白]	
[余白]	[余白]		5 9 0 :	③ 9 1 番 1、同番 4 に分筆 [昭和 4 2 年 1 1 月 4 日]	
[余白]	[余白]		3 2 9 :	③ 9 1 番 1、9 1 番 5 に分筆 [昭和 4 3 年 4 月 6 日]	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 8 年 6 月 2 0 日	
[余白]	[余白]		1 1 7 :	③ 9 1 番 1、9 1 番 7 に分筆 [平成 1 1 年 1 0 月 1 2 日]	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 4 2 年 3 月 2 2 日 第 1 1 0 5 7 号	原因 昭和 2 9 年 4 月 1 8 日相続 所有者 大阪市東住吉区 番地 順位 1 番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 8 年 6 月 2 0 日
2	所有権移転	平成 1 3 年 3 月 1 日 第 1 1 9 2 2 号	原因 平成 8 年 9 月 8 日相続 所有者 大阪市平野区 号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

連携パターン例	弁護士	司法書士	行政書士	税理士	土地家屋調査士	コンサルタント
相続関係説明図の作成	○	○	◎			△ (戸籍収集のみ)
財産目録の作成	○	○	◎			△ (資料収集のみ)
遺言書の作成	○	○	◎			
相続税の試算				◎		
遺産分割協議書の作成	○	○ (事件性がない場合)	◎ (事件性がない場合)			
相続税申告				◎		
相続登記		◎				
表題部登記					◎	
金融機関の解約・名変	○	○	○			○
遺言執行	○	○	○			○

in アクセス

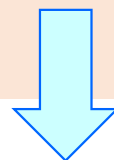
士業法に抵触しない業務（例）

- ① 相続診断チェックリスト
- ② エンディングノートの作成サポート
- ③ 相続セミナーの講師
- ④ 一般的な法律の解説
- ⑤ 仮定の事例に基づく税額計算
- ⑥ 委任を受けて戸籍や財産資料の収集
- ⑦ 委任を受けて金融機関の解約・名義変更手続き
- ⑧ 見守り契約・任意後見人
- ⑨ 公正証書遺言の証人
- ⑩ 遺言執行者

事件性がなければOK？

立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐって交渉において解決しなければならない**法的紛議が生ずることがほぼ不可避**である案件に係るものであったことは明らかであり、弁護士法72条にいう「**その他一般の法律事件**」に関するものであったというべきである。

(最高裁平成22年7月20日)



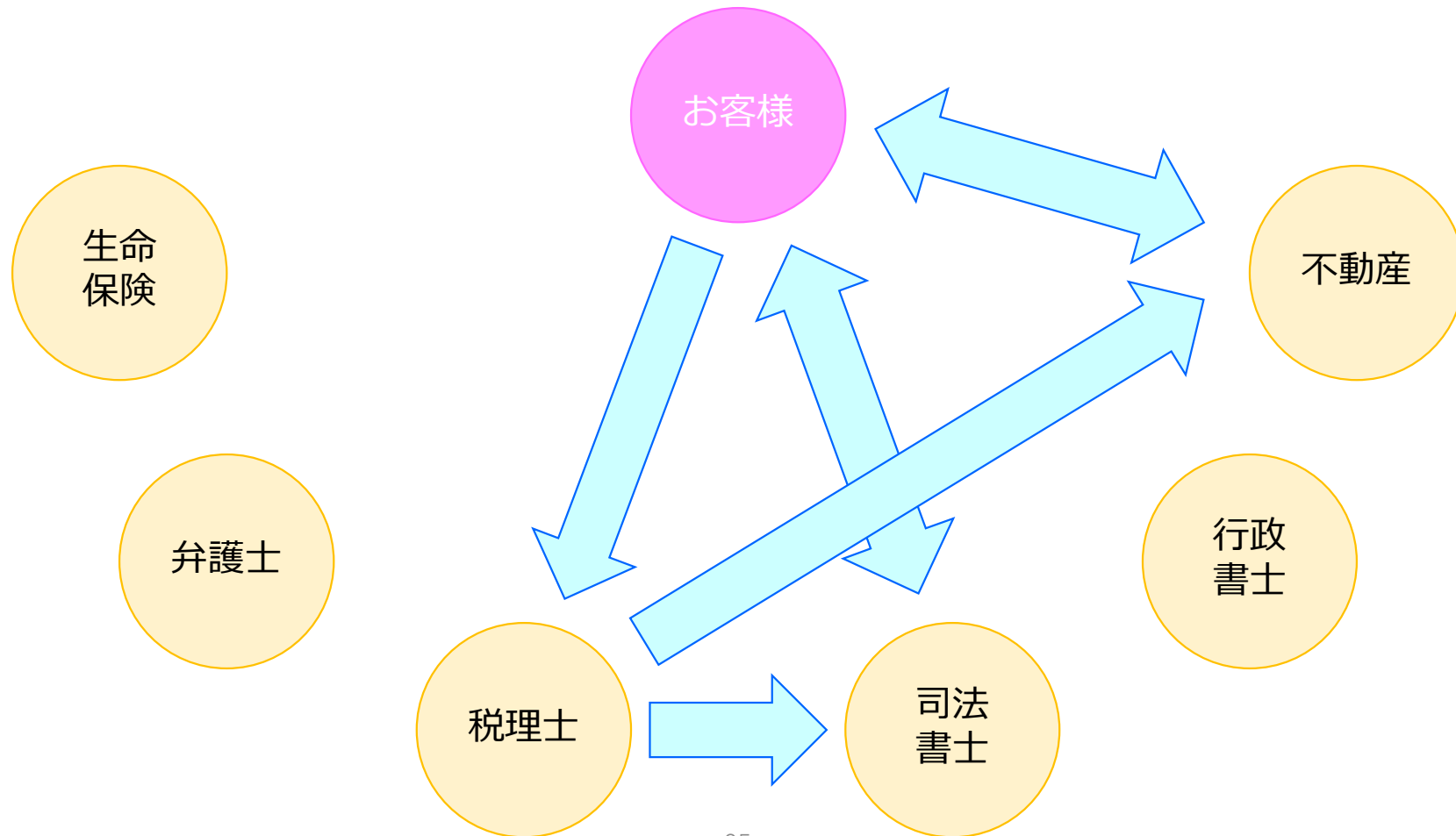
事件性の判断は難しい！

クライアントであっても、紛争には介入しない！

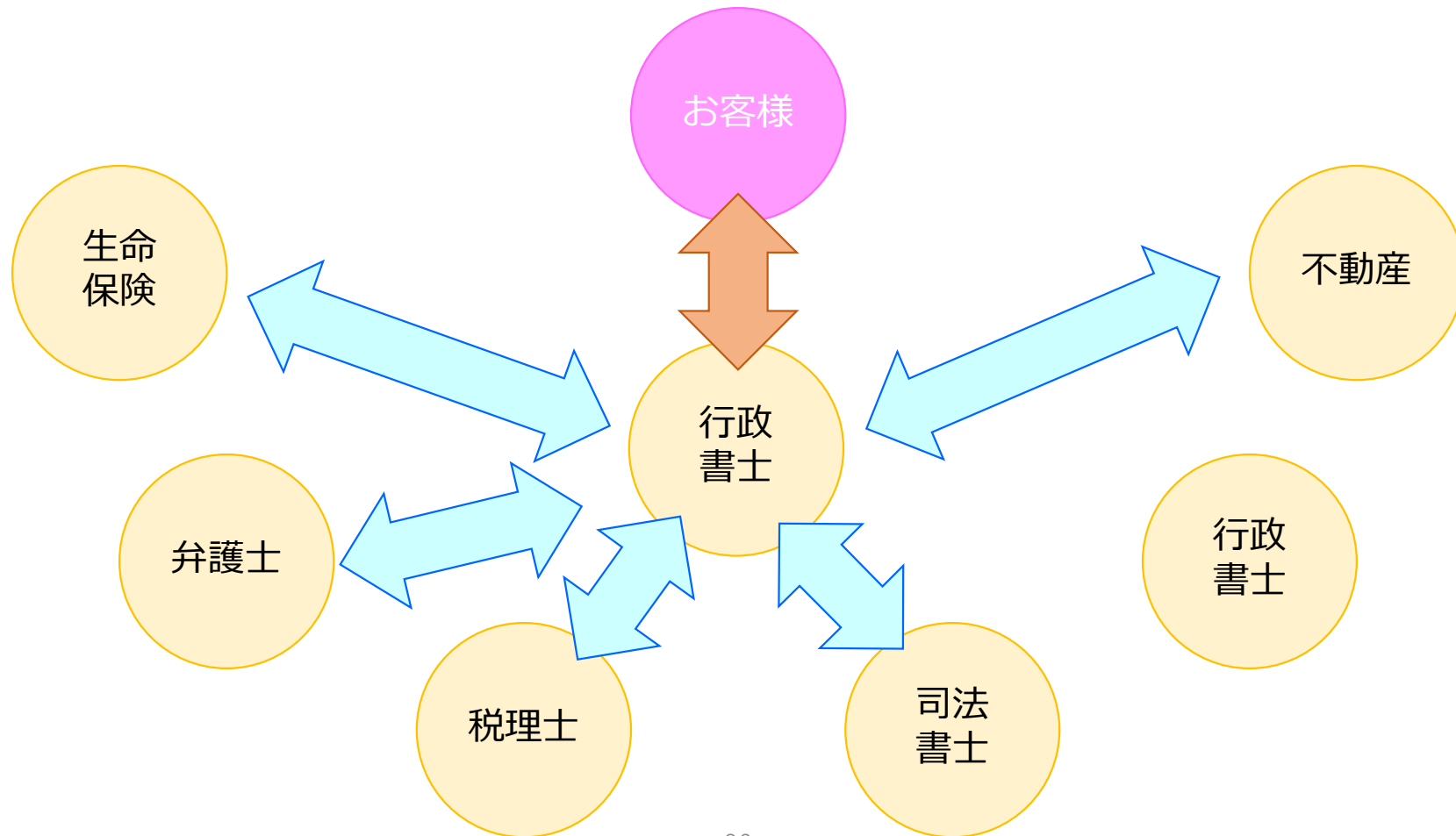
section3

相続業務の協業パターン

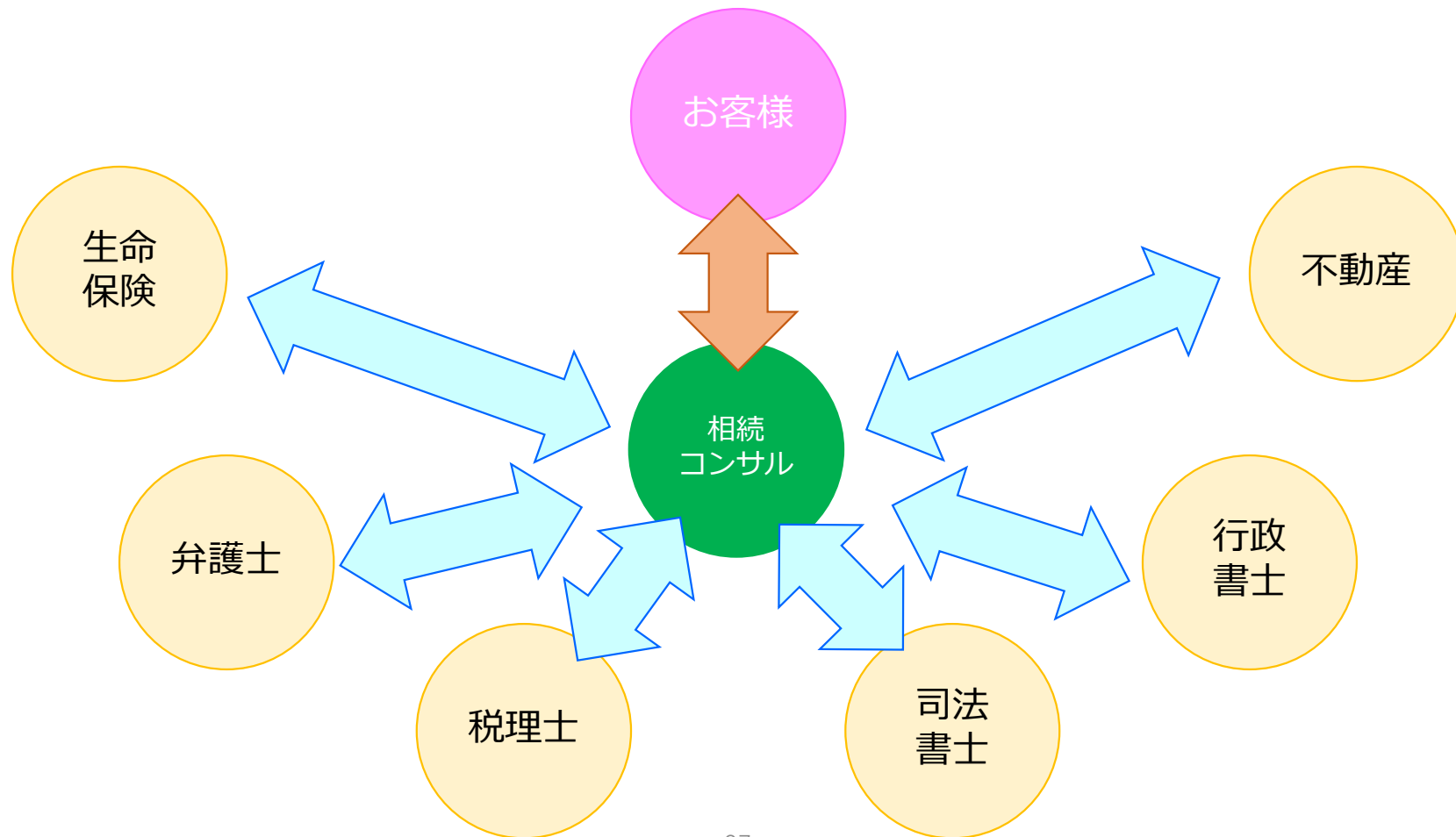
個別連携型



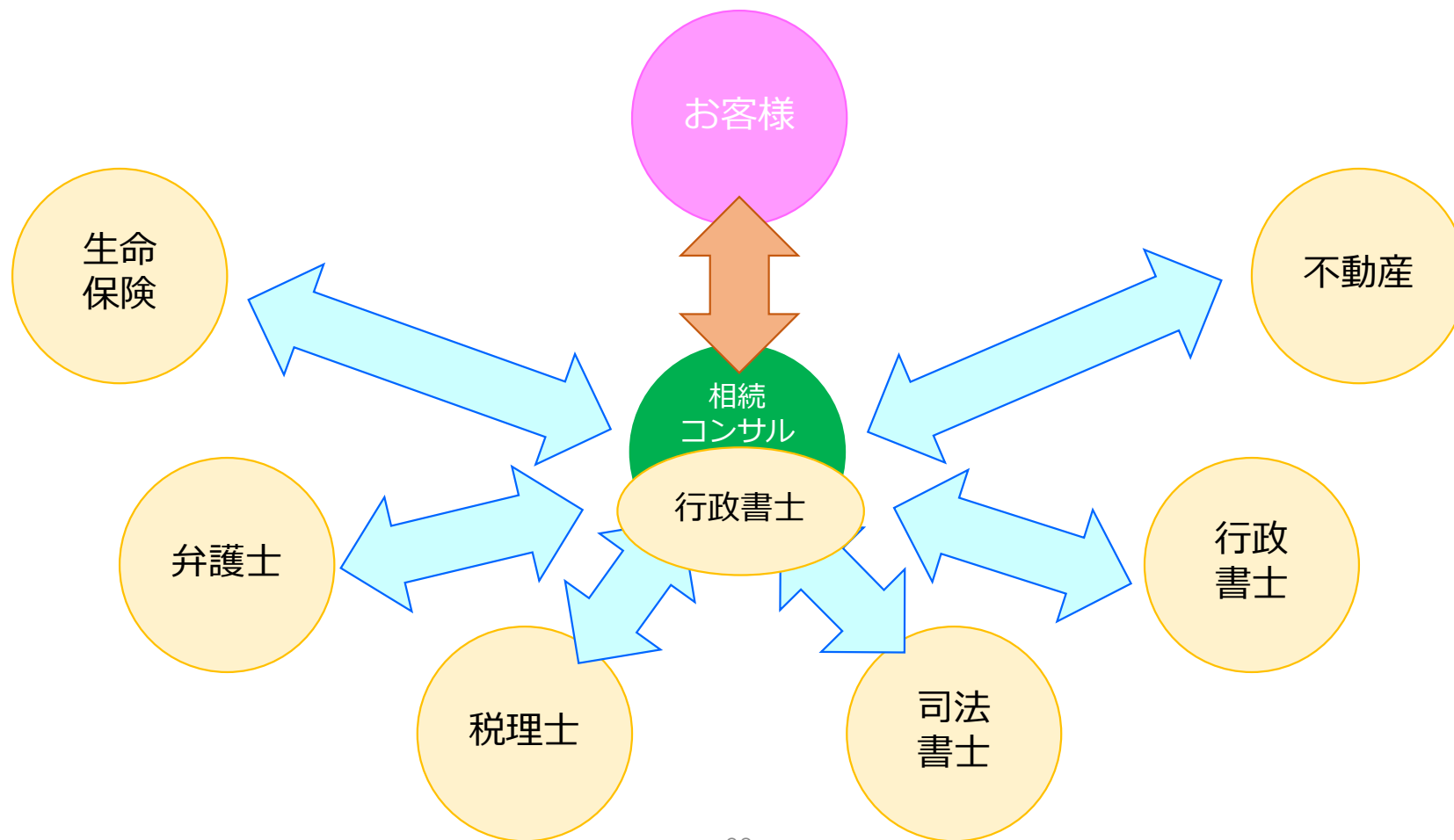
行政書士事務所併設型



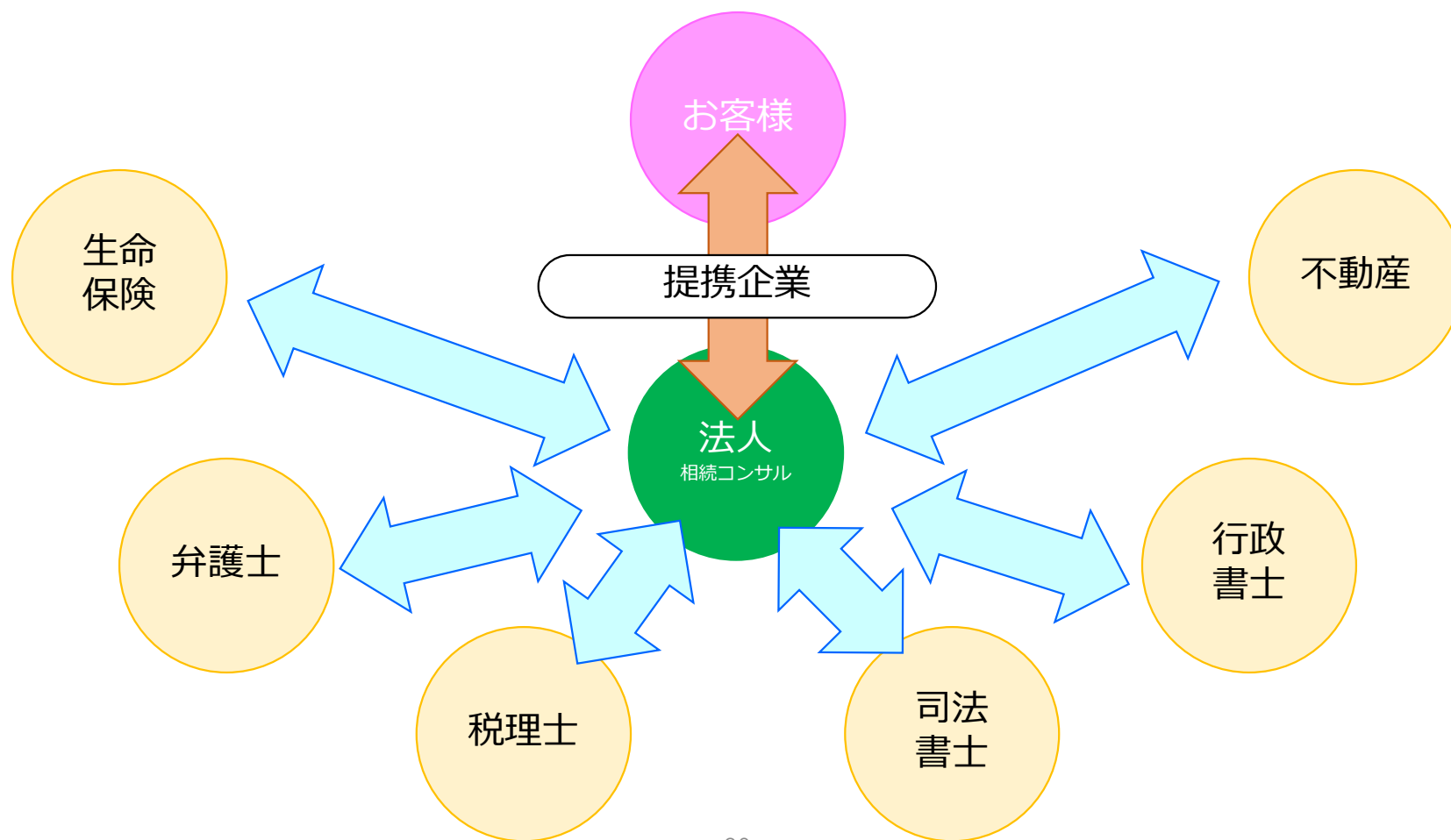
ワンストップコンサル型



ワンストップコンサル型（改）



ワンストップ法人型



関西道場 笑顔相続道

SMILE & THE WORLD SMILES WITH YOU

笑顔相続で日本を変える

May All Your Dreams Come True On This Wonderful Day!

現在の日本では、相続が原因となり、家族の絆が失われてしまうケースが増えています。相続権の主張や節税対策などの情報が先走り、亡くなられた方の想いが引き継がれないまま争族に…。

次の世代に引き継ぎ緩がわいていくべき財産はもとより、日本人が大切にしてきた精神さえも失われつつあります。

笑顔相続道関西道場では、「笑顔相続で日本を変える」という共通理念のもと、その実務を担う相続コンサルタントの育成を行うとともに、理念に賛同いただける土業・専門家の方との連携の場を創造します。

笑顔相続道®関西道場 令和6年4月開講

笑顔相続道®関西道場
相続コンサルタントの育成
土業・専門家との連携
の場を創造します。

こんな方を
募集します!

相続コンサルタントとして仕事をしたい方
相続コンサルからの仕事をしたい土業・専門家の方
相続業務に関するコミュニティが欲しい方

講師陣

 Yoshichika Fujiwara 藤原 由規 校長 <small>税理士法人アクセス 代表 税理士 監修講師：校長</small>	 Kaori Hitotsubashi 一橋 香織 運営 <small>笑顔相続コンサルティング副 代表 相続コンサルタント 監修講師：講師</small>	 Miwa Ozasa 小佐 美和 <small>税理士一と相続事務所 代表 相続コンサルタント 監修講師：コンサルタント</small>	
 Hirofuka Hosoya 細谷 洋貴 <small>行政書士法人アクセス 代表 行政書士 監修講師：講師(顧問)</small>	 Norimasa Arai 新井 義正 <small>エミナス法律事務所 代表 弁護士 監修講師：法務(紛争)</small>	 Shiba Motoyumi 椎葉 基史 <small>元法律士法人ABC 代表 司法書士 監修講師：法務(登記・放棄)</small>	 Yukio Kobayashi 小林 幸生 <small>AIMス簿 宅地建物取引士 監修講師：不動産</small>

笑顔相続コンサルタント育成講座 1期生募集

笑顔相続道®関西道場

講座内容

- 相続コンサルタントの価値とは
- 相続コンサルタントの業務
- 土業・専門家との連携の仕方
- 相続マーケティング
- 事例研究
- 争族の歴史

開催日 2024年(令和6年) 全日 10:00~17:30

1回目	4月6日	2回目	5月11日
3回目	6月1日	4回目	7月6日
5回目	8月3日	6回目	9月7日

場所 貸会議室「ユーズ・ツウ」
<https://www.us2-f.jp/>
 〒630-0001 大阪府北摂市野田 2-1-18 富士ビル 3F
 TEL: 06-9345-1325 FAX: 06-9345-6198

定員 20名

受講料

笑顔相続道生以外	笑顔相続道生(全6回受講後再受講可)
受講料: 429,000円(税込)	受講料: 110,000円(税込)

お申込み・本件に関するお問い合わせ先

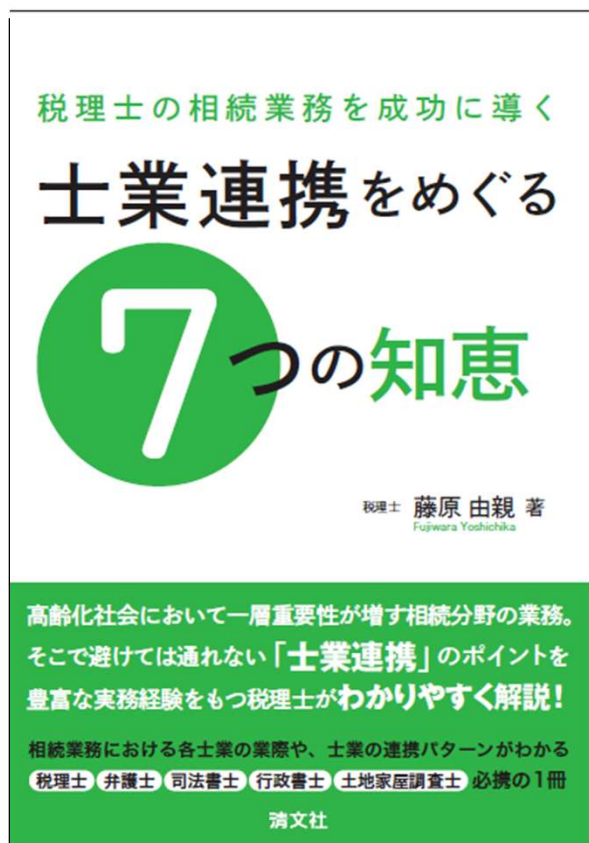
一般社団法人アクセス相続センター

〒641-0048 大阪府中央区平野町2丁目1番2号 沢の館ビル6F ☎ 0120-279-450 担当: 藤井

お申し込みフォーム <https://pro-form-mall.jp/fo/9a0386a299029>



ご清聴いただき、ありがとうございました！



税理士の相続業務を成功に導く
士業連携をめぐる
7つの知恵
税理士 藤原由親

